2 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
(b) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。
(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
3 借款は、計画に基づきバングラデシュ人民共和国政府が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。
4 (1) 借款の部分は、バングラデシュ人民共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。
(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
(3) (1)に規定する借款の部分の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。
5 バングラデシュ人民共和国政府は、4(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。
6 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
7 4(1)に規定する役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。
8 バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。
(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(b) コンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
(c) コンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のためコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
9 バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。
10 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。
(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
(b) 計画に関連するその他の情報
11 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千十四年五月二十六日に東京で
日本国外務大臣　岸田文雄
バングラデシュ人民共和国
外務大臣　アブル・ハッサン・マームード・アリ閣下
（バングラデシュ側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
（日本側書簡）
本大臣は、更に、前記の了解をバングラデシュ人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千十四年五月二十六日に東京で
バングラデシュ人民共和国
外務大臣　アブル・ハッサン・マームード・アリ
日本国外務大臣　岸田文雄閣下
（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）
（日本側書簡）
（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。
1 千百十億五千六百万円（一一、〇五六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。
2 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
(b) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。
(c) それぞれの支出期間は、付表の1に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後七年、付表の2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年並びに付表の3及び4に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後十年とする。
(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。
(3) (1)(c)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。